

平成 2 9 年度

旭市水道事業会計予算

平成 2 9 年 度 旭 市 水 道 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成 2 9 年度旭市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数及び給水量等

区 分	予 定 量
給 水 件 数	2 0 , 1 0 0 件
年 間 給 水 量	5 , 8 0 4 , 4 5 7 m ³
1 日 平 均 給 水 量	1 5 , 9 0 3 m ³

(2) 主要な建設改良事業

配水管布設工事	事業費	6 1 , 4 8 0 千円
海上配水池耐震補強工事	事業費	1 2 9 , 2 7 6 千円
配水管布設替工事	事業費	4 7 , 5 5 0 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水道事業収益	1, 5 7 7, 8 5 5 千円
第 1 項 営 業 収 益	1, 5 2 2, 1 8 5 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	5 5, 6 7 0 千円
支 出	
第 1 款 水道事業費用	1, 4 2 8, 3 6 0 千円
第 1 項 営 業 費 用	1, 3 8 0, 9 9 0 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	2 6, 2 8 6 千円
第 3 項 特 別 損 失	1, 0 8 4 千円
第 4 項 予 備 費	2 0, 0 0 0 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額209, 824千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22, 353千円、減債積立金40, 813千円、過年度分損益勘定留保資金146, 658千円で補てんするものとする。)

收 入

第 1 款 資 本 的 收 入	2 0 8 , 1 7 7 千 円
第 1 項 企 業 債	9 3 , 6 0 0 千 円
第 2 項 出 資 金	5 3 , 3 0 0 千 円
第 3 項 補 助 金	4 , 5 0 0 千 円
第 4 項 負 担 金	1 8 , 2 9 4 千 円
第 5 項 給 水 申 込 納 付 金	3 8 , 4 8 3 千 円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出	4 1 8 , 0 0 1 千 円
第 1 項 建 設 改 良 費	3 5 7 , 1 8 8 千 円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	4 0 , 8 1 3 千 円
第 3 項 予 備 費	2 0 , 0 0 0 千 円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
海上配水池耐震補強工事	千円 93,600	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失との相互

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 105,022千円

(2) 交際費 33千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,383千円と定める。

平成29年3月1日 提出

旭市長 明智 忠直